報 道 発 表 資 料
平成 25 年 5 月 24 日
福 島 地 方 気 象 台

「平成 23 年(2011 年)東北地方太平洋沖地震」に伴う 大雨及び洪水警報･注意報の暫定基準の見直しについて

福島地方気象台では、「平成 23 年(2011 年)東北地方太平洋沖地震」に伴う被害の状況から大雨や高潮等による災害に対する脆弱性が高まっていると考えられるため、大雨や洪水、高潮の警報・注意報の基準を引き下げて運用しています。

今般、排水施設等の復旧状況や震災後これまでに経験した降雨等と災害の状況、関係機関の意見をもとに暫定基準の見直しを行い、大雨及び洪水警報・注意報の雨量基準を別紙のとおり一部変更し、5 月 30 日 13 時から新たな暫定基準で運用することとしましたのでお知らせします。

なお、洪水警報・注意報の流域雨量指数基準及び高潮警報・注意報基準については、災害に対して十分な安全性が確認できていないため、当面、現在の暫定基準を継続します。

本件に関する問い合わせ先
福島地方気象台防災業務課
防災気象官（電話 024-534-0321）

別紙１

大雨及び洪水警報・注意報の雨量基準一覧

市町村等をまとめた地域	市町村	大雨及び洪水警報・注意報の雨量基準	
		変更前（通常基準に対する割合）	変更後（通常基準に対する割合）
浜通り北部	相馬市	6 割	8 割
	南相馬市	6 割	8 割
	新地町	6 割	8 割
	飯舘村	通常基準	通常基準
浜通り中部	広野町	6 割	8 割
	楢葉町	6 割	8 割
	富岡町	6 割	8 割
	川内村	通常基準	通常基準
	大熊町	6 割	8 割
	双葉町	6 割	8 割
	浪江町	6 割	8 割
	葛尾村	通常基準	通常基準
浜通り南部	いわき市	6 割	10 割

別紙２

大雨及び洪水警報・注意報の雨量基準

雨量

変更前

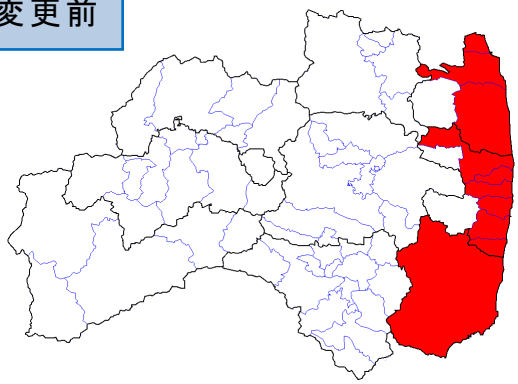

■通常基準の６割

変更後

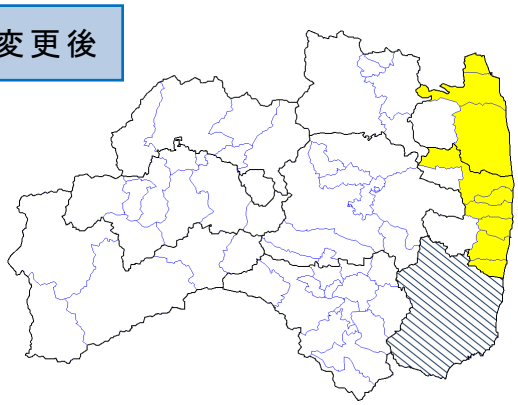

■通常基準の８割

▨通常基準に戻す